

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 2. 7	R5. 4. 7	2月7日付スピーキングテスト受験者の評価の修正についての関して、以下指定する項目に関する一切の文書や図面や電磁的記録 ・実施事業者から提供された資料やデータ、やりとり等すべて ・都教委から実施事業者に対し、再調査等の指示等に関するもの ・報告を作成するにあたり、都教委内の全検討プロセスや意思決定のプロセス				1												請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため ・当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・当該情報は、個人の成績等に関するものであり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
2	R5. 2. 7	R5. 4. 7	2月7日付スピーキングテスト受験者の評価の修正対象者名簿	1	1					1				1					・当該情報は、個人の成績等に関するものであり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
3	R5. 3. 27	R5. 4. 10	・31田園高第1302号「出張販売の承認について（パン販売）」 ・02田園高第1336号「出張販売の承認について（パン販売）」 ・03田園高第1420号「出張販売の承認について（パン販売）」	24	1					1									校内平面図及び契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立田園調布高等学校
4	R5. 3. 27	R5. 4. 10	ナショナル田園に関する記載がある公文書すべて				1												当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	都立田園調布高等学校
5	R5. 2. 10	R5. 4. 11	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 次第 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 資料2 採点要領 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 資料3 審査講評記入表 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 技術審査委員会設置要項制定起案原議	1	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
6	R5. 2. 10	R5. 4. 11	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 技術審査委員会（第2回）記録 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 資料1 提案概要 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 資料1 事前質問書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称） 事業 第2回技術審査委員会 資料2 採点表 ・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業技術審査委員会（第二回） 総合点算出表及び採点結果集計表 ・令和4年2月9日付3教指管第1245号起案原議	1	1						1	1		1					【請求者氏名・住所・連絡先】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【各社のプレゼンテーション（質疑含む）における各社及び委員の発言】 【プレゼンテーション後の意見交換における委員の発言】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【講評案に係る意見交換における委員の発言】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【配点及びグループ別提案内容】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R5. 2. 10	R5. 4. 11	・令和3年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施検討委員会委員送付資料一覧 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和3年度実施基準について ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）次第 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料1 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料2 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料3 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料5 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料6 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料7－1 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料7－2 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料8 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第1回）資料9 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）次第 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料2 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料3 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）参考資料1 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）参考資料2	1	1															教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
8	R5. 2. 10	R5. 4. 11	・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業検討委員会（議事要旨） 【令和2年度】 ・令和3年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施検討委員会 御意見用紙 ・令和3年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施検討委員会 委員意見概要 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料1 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料2	1	1										1			【議事要旨の一部】 ・試験問題の作成検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） 【職員個人のメールアドレス】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【委員意見概要の一部】 ・事業の実施検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） 【議事要旨の一部】 ・試験問題の作成検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、試験の実施運営に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	R5.2.10	R5.4.11	・東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業検討委員会（議事要旨） 【令和2年度】 ・令和3年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施検討委員会 御意見用紙 ・令和3年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施検討委員会 委員意見概要 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料1 ・東京都中学校スピーキングテスト事業検討委員会（第2回）資料3	1		1										1			【議事要旨の一部】 ・試験問題の作成検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） 【職員個人のメールアドレス】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【委員意見概要の一部】 ・事業の実施検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） 【議事要旨の一部】 ・試験問題の作成検討に関する協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、試験の実施運営に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
10	R5.2.11	R5.4.12	2023年2月7日に報道発表したスピーキングテストの評価修正対象全8名の以下を示す文書又は電磁的記録（1）受験日（2）前半組・後半組のどちらか					1									請求に係る部署は作成しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課		
11	R5.2.11	R5.4.12	2023年2月7日に報道発表した英語スピーキングテストの評価の修正対象者名簿	1			1			1				1			・当該情報は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報は、個人の成績等に関するものであり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課		
12	R5.3.30	R5.4.12	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
13	R5.4.3	R5.4.12	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
14	R5.3.27	R5.4.13	・令和5年度4月1日付 教育庁 発令通知一覧表（教員系） ・令和5年度4月1日付 人事異動（区市町村教育委員会指導室（課）長等）	27	1														教育庁総務部総務課	
15	R5.2.13	R5.4.14	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和4年度本試験結果報告書－追加資料	1	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
16	R5.4.5	R5.4.18	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
17	R5.4.5	R5.4.18	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	43	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
18	R5.2.23	R5.4.24	令和5年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため（東京都情報公開条例第18条第2項に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R5.2.23	R5.4.24	令和5年度東京都立高等学校入学者選抜要領	2	1										1			「調査書とスコアレポートとの照合」及び「仮のスピーキングテスト結果の点検」に関する記載は、都立高等学校入学者選抜における採点に関する情報であり、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
20	R5.2.23	R5.4.24	「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方」の送付について				1								1			都立高等学校入学者選抜における採点に関する情報であり、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
21	R5.4.14	R5.4.27	1 3月3日以降・本日までの 1-1 卒業・入学式に関する通知や事務連絡（君が代関係はしっかりと）（所作の文書も） 1-2 卒業・入学式対策本部・同幹事会・同調査委員会の記録・配布資料（入学式の日程は不要） 1-3 自衛隊連携・宿泊防災訓練や講話に関し、都教委—自衛隊—都立高などとの間でやりとりした文書 2 4教指企第1502号の赤い一線部の「円滑な連携」を図った文書	63	1														教育庁指導部管理課
22	R5.4.14	R5.4.27	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
23	R5.4.21	R5.4.27	5田園高第1300号「出張販売の承認について（パン販売）」において承認申請者が提出した書類のうち、「販売品目及び評価表」	1	1														都立田園調布高等学校
24	R5.2.27	R5.4.28	協議書（令和4年度）	1	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
25	R5. 2. 27	R5. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・分担金支出関係文書（令和2年度） ・分担金支出関係文書（令和3年度） ・実施協定（令和4年度） ・承諾書（令和4年度） ・協定作成支援等業務委託支出関係文書（令和2年度） ・協定作成支援等業務委託支出関係文書（令和3年度） ・協定作成支援等業務委託契約関係文書（令和4年度） 	105		1				1	1	1	1						<p>【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）</p> <p>【運営体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <p>・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）</p> <p>【採点業務における対策】 ・当該情報は、試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <p>【試験監督等の人員の一部】 ・当該情報は、試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <p>【A Iを活用した採点の導入の研究の方向性の一部】 ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</p>	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
26	R5. 2. 28	R5. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結決定等通知書（4教総契字第230号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2862号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第230号の3） ・契約締結決定等通知書（4教総契字第231号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2878号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第231号の3） ・契約締結決定等通知書（4教総契字第232号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2879号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第232号の3） ・契約内容変更請求書（4教学高第3053号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第232号の4） ・契約締結決定等通知書（4教総契字第233号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2880号） ・契約内容決定通知書（4教総契字第233号の3） ・契約締結決定等通知書（4教総契字第234号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2881号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第234号の3） ・契約内容変更請求書（4教学高第2929号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第234号の4） ・契約締結決定等通知書（4教総契字第235号の2） ・契約内容変更請求書（4教学高第2882号） ・契約内容変更決定通知書（4教総契字第235号の3） 	30		1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
27	R5. 2. 28	R5. 4. 28	・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（東部所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（東部所）） ・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（東部支所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（東部支所）） ・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（中部所）） ・承諾書（令和5年1月23日付令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（中部所）） ・承諾書（令和5年2月6日付令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（中部所）） ・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（中部支所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（中部支所）） ・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（西部所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（西部所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（西部所）） ・契約書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（西部支所）） ・承諾書（令和5年度東京都立高等学校入学者選抜支援業務委託（西部支所））	171		1								1	1					・当該情報は、試験当日の具体的な警備、誘導に関する記載であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・業者の印影を公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
28	R5. 3. 23	R5. 4. 28	令和4年度に実施したESAT-JIに関する事後検証、問題点の分析、その改善策の検討の結果等を記載した一切の文書あるいは電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課		